

平成 30 年度 衝突被害軽減ブレーキ装着車導入促進助成事業実施要領

平成 30 年 4 月 1 日
公益社団法人 福島県トラック協会

1. 助成制度の対象

車両総重量 3.5t 以上～8t 未満の事業用トラックへ装着された

「衝突被害軽減ブレーキ装置」を導入した会員事業者（中小企業者※）を対象。

但し、入会后 6 ヶ月以上で会費の未納がないこと。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が 3 億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人

2. 予算及び対象台数

3, 0 0 0, 0 0 0 円 3 0 台

3. 助成交付額

助成額は、装置取得価格の 1 / 2 で、上限 100,000 円（全額全ト協予算で対応。）但し、値引き等があった場合はその価格を取得価格として計算する。

1 会員：3 台を上限とする。

※ 装置の取得価格が車両全体の価格に含まれていて不明な場合は、当該装置の販売会社へ、**装置取得価格のわかる書類の発行を依頼**して下さい。（取得価格が確認出来ないものは、受付出来ません。）

4. 助成対象装置

国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。

5. 実施期間

平成 30 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 2 月 28 日までとする。

※ **上記期間内であっても、予算枠に達した場合は終了**とする。

6. 要綱の適用

平成 30 年 4 月 1 日から適用する。